

令和5年11月第169回定例 農業委員会総会議事録

令和5年11月10日(金)
JAグリーン近江八幡東支店 大会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 議第659号 | 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議題660号 | 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議第661号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議第662号 | 農用地利用集積等促進事業(案)について |
| 報告第407号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について |
| 報告第408号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について |
| 報告第409号 | その他の専決報告について |

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和5年11月第169回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

本日は、朝から雨が降っておりまして、その中でも11月と言いましても日中は気温も高く、週末から気温が下がるような天気予報でございました。また、農業新聞等に出っていますが、米の1等の比率が47%ということで、50%を切っているという状況です。収量につきましても例年よりかなり落ち込んでいるということも出ております。全国農業新聞には、半導体、重要物資を生産する工場等の建築に関して、農地転用の緩和が農水省で考えられているということが書かれていましたので注視していきたいと思っております。おそらく近江八幡市内でそのような企業誘致的なことは難しいとは思っています。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日の現在出席委員22名、欠席の届出2名（3番、●●●●委員、24番、●●●●委員）より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、11月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和5年11月第169回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

19番 ●●●●委員

20番 ●●●●委員のご両名を指名しますのでよろ

しくお願い致します。

議 長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第 659 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第659号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年11月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、船木町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,171㎡、世帯の経営面積、渡人21.7アール、受人183.5アールで今回の申請面積を合わせますと205.2アールとなります。渡人につきましては、奈良市西登美ヶ丘●●、●●●●、受人につきましては、船木町●●番地、●●●●、契約内容は親族間の贈与、譲渡理由は管理困難、譲受理由は従来より耕作、相手方の要望でございます。

番号2、土地の所在地、安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,257㎡、世帯の経営面積、渡人24.9アール、受人77.4アールで今回の申請面積を合わせますと99.9アールとなります。渡人につきましては、奈良県天理市新泉町●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、契約内容は親族間の売買でございます。譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号3、土地の所在地、安土町下豊浦●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積585㎡、同じく安土町下豊浦●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積13㎡、同じく安土町下豊浦

●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,108㎡、同じく安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積344㎡、同じく安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,369㎡、同じく安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,857㎡、同じく安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積842㎡、世帯の経営面積、渡人71.2アール、受人937.5アールで今回の申請面積を合わせますと1,008.6アールとなります。渡人につきましては、大津市下坂本●丁目●●番●●号、●●●●、受人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、契約内容は贈与、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、従来より耕作、相手方の要望でございます。

番号4、土地の所在地、水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,105㎡、世帯の経営面積、渡人169.7アール、受人73.3アールで今回の申請面積を合わせますと94.3アールとなります。渡人につきましては、元水荃町●●番地、●●●●、受人につきましては、音羽町●●番地●、●●●●、契約内容は兄弟間の贈与、譲渡理由につきましては、規模縮小、譲受理由につきましては、隣地農地と一体利用でございます。

番号5、土地の所在地、安土町内野●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積667㎡、世帯の経営面積、渡人8.3アール、受人3.4アールで今回の申請面積を合わせますと10アールとなります。渡人につきましては、安土町内野●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町内野●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、隣地に農業用倉庫を所有されているということで耕作便利でございます。

番号6、土地の所在地、安土町常楽寺●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積727㎡、世帯の経営面積、渡人23.6アール、受人121.6アールで、番号7との交換で121.3アールとなります。渡人につきましては、安土町常楽寺●●番地●、●●●●、受人につきましては、安土町常楽寺●●番地、●●●●、契約内容は交換、譲渡理由、譲受理由とも耕作便利ということで県道2号線とJRで分断されていた農地をお互い交換されるという申請でございます。

番号7、土地の所在地、安土町慈恩寺●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積758㎡、世帯の経営面積、渡人121.6アール、受人23.6アールで番号6との交換で23.9アールとなります。渡人につきましては、安土町常楽寺●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町常楽寺●●番地●、●●●●、契約内容は交換、譲渡理由、譲受理由ともに耕作便利でございます。

番号8、土地の所在地、牧町●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,237㎡の内300㎡、世帯の経営面積、渡人6.0アール、受人6.1アールで今回の申請面積を合わせますと9.1アールとなります。渡人につきましては、牧町●●番地、●●●●●、受人につきましては、牧町●●番地、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、自宅北側の農地を購入して家庭菜園として利用ということでございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件に照らし許可するものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

(特になしの声)

議 長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。質問や意見はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。議第659号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、

許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議長 それでは次に、議第 660 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 661 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第660号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年11月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、馬淵町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積85㎡、申請人につきましては、守山市勝部●丁目●、●●●●、申請地は、馬淵町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、自己用住宅で、現地は昭和39年頃に造成され、住宅敷地として既に利用されております。今回、土地の整理をしたところ、当該地が転用できていないことが判明したために、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第661号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年11月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、西庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積972㎡、貸人につきましては、長田町●●番地●、●●●●、借人につきましては、出町●●番地、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、西庄町地先の農地で、農用区域内農地いわゆる青地にあります。契約内容は、使用貸借です。転用目的は、仮設事務所及び露天駐車場で、県道拡幅に伴う●●●●の店舗移転工事をするにあたり、一時的に利用するものです。なお、一時転用期間につきましては、許可後1年6カ月でございます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、安養寺町●●番、登記地目、畑、現況地目、山林、届出面積142㎡、渡人につきましては、安養寺町●●番地、●●●●、同じく安養寺町●●番、登記地目、畑、現況地目、山林、届出面積142㎡、渡人につきましては、安養寺町●●番地、●●●●、外1名、同じく安養寺町751番、登記地目、畑、現況地目、山林、届出面積142㎡、渡人につきましては、安養寺町●●番地、●●●●、同じく安養寺町752番、登記地目、畑、現況地目、山林、届出面積142㎡、渡人につきましては、古川町●●番地●、●●●●、同じく安養寺町●●番、登記地目、畑、現況地目、山林、届出面積142㎡、渡人につきましては、安養寺町●●番地、●●●●、以上5筆、710㎡の受人につきましては、西本郷町西●番地●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、安養寺町の集落内の農地で、JR篠原駅から300m以内にある市街地化した区域にありますことから、農振白地の第3種農地と判断しました。契約内容は、売買です。転用目的は、貸露天資材置場及び貸露天駐車場で、貸付予定である事業者が現在借用している資材置場を返却することになったため、当該地を資材置場等に使用するために貸付けされる計画です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、西生来町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積327㎡、渡人につきましては、西生来町●●番地●、●●●●、受人につきましては、西宿町●●番地●、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、西生来町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売

買です。転用目的は、露天資材置場で、受人が西生来町地先で行っている建築及び宅地造成事業の業務拡大に伴い資材置場が手狭になったため申請されたものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議第 660 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 661 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、8番●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、10月31日に、議第660号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第661号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて10番●●●●委員、14番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第660号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第661号 農地法第5条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、西庄町地先の農地で、転用目的は仮設事務所及び露天駐車場の一時転用です。隣接農地との境界に素掘り水路を設け、土砂及び雨水の流出を防ぐ対策をされるため、周辺農地への影響はないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

申請地は、安養寺町の集落内の農地で、転用目的は貸露天資材

置場及び貸露天駐車場です。隣接農地がないことから、特に問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、西生来町の集落内の農地です。転用目的は、露天資材置場です。隣接農地がないことから、特に問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請1件、第5条許可申請3件、計4件の現地踏査結果報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 3ページの議第660号のことで、現況が宅地になっているのでどうのこうのではないのですが、事由が自己用住宅となっておりますが、申請人の住所が守山市になっていて、近江八幡市ではないのでその理由を教えていただければと思います。

事務局 自己用住宅ということで、●●さんが住んでおられましたが、現在は守山市に移られているということでございまして、今回4条の顛末で申請され整理をされたところでございます。

議 長 他に質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長 それでは次に
議第662号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第662号、農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積等促進計画（案）の提出があったので、意見を求める。上記の議案を提出する。令和5年11月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●●。

こちらにつきましては、農地中間管理事業において、滋賀県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

今回は地権者が農地中間管理機構を通じて耕作者に貸付ける案件58件でございます。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。番号1についてのみ紹介させていただきます。

番号1、権利を設定する者、●●●●●、近江八幡市安土町内野●●番地、権利を設定する土地、安土町内野●●-●、田、2,736㎡、設定する権利につきましては、賃借権、水田、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間でございます。借賃につきましては、10アールあたり7,000円、権利の設定を受ける者につきましては、安土町内野●●番地、農事組合法人、●●●●●でございます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員

（特になしの声）

議長

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第662号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委員

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長

それでは、次に報告第 407 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 408 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 409 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第407号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和5年11月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町上豊浦●●、田、155㎡、受理日及び受理番号、令和5年10月2日、405番、届出人、安土町上豊浦●●、●●●●、理由につきましては、倉庫でございます。

続きまして、報告第408号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和5年11月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、中村町●●、畑、98㎡、渡人につきましては、大津市中庄●丁目●●、●●●●、同じく中村町●●、畑、98㎡、渡人につきましては、中村町●●、●●●●、2筆の受人につきましては、出町●●、●●●●、受理日及び受理番号、令和5年10月17日、510番、理由につきましては、自己用住宅、区分につきましては、売買でございます。

番号2、土地の表示、安土町上豊浦●●、田、330㎡、受理日及び受理番号、令和5年10月20日、511番、渡人につきましては、出町●●、●●●●、相続財産管理人、●●●●、受人につきましては、京都市西京区御陵細谷●●、●●●●株式会社代表取締役、●●●●、理由につきましては、宅地造成、区分につきましては、売買でございます。

番号3、土地の表示、堀上町●●、田、151㎡、受理日及び受理番号、令和5年10月20日、512番、渡人につきましては、安土町下豊浦●●、●●●●、受人につきましては、鷹飼町●●、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、理由につきましては、露天駐車場、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第409号、その他の専決について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和5年11月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約・使用貸借の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、使用貸借契約解除が2件、賃貸借契約解除が32件、計34件ございました。

2、農地形状変更申出について、①牧町●●の一部、田、3,237㎡のうち300㎡を畑届、届出人、牧町●●番地、●●●●、令和5年11月10日受理、こちらにつきましては、先程の3条申請、番号8の案件で、家庭菜園として所有権移転する農地の畑届になります。

以上、報告とさせていただきます。

議長 　　ただ今の、報告第407号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第408号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第409号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委員 　　(特になしの声)

議長 　　それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長 　　以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第169回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時5分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員